

小型無人機等の飛行同意申請

1 概要

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を修正する法律（令和8年法律第47号）の規定により、海上自衛隊第1術科学校（**下図、赤枠内**）及び、周囲**おおむね1000m**の地域上空（**下図、青枠内**）において小型無人機等を飛行させる場合には申請が必要です。

同法に違反して小型無人機等の飛行を行った場合には、同法上の安全確保措置の対象となる場合があるほか「**周辺地域上空で6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰則**」及び**施設内上空は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**」が科される場合があります。

詳細は、[防衛省HP（小型無人機等飛行禁止法について）](#)をご確認ください。



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。
また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。
なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

対象施設の区域 …
対象施設周辺地域…

国土地理院の地理院地図を利用

2 飛行を行う場合の手続き詳細

(1) 対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空（**上図、赤枠内**）

[防衛省HP引用](#)

(2) 対象防衛関係施設の敷地又は区域の周囲**おおむね1000m**の地域（**上図、青枠内**）

[防衛省HP引用](#)

3 申請方法

(1) 飛行同意申請書の送付

小型無人機等の飛行10営業日前（土日・祝日を含めず。）までに、**飛行同意申請書**を記入し、メール又は郵送により申請をお願いします。

飛行同意申請書→[PDF版](#) [Word版](#)

[第1術科学校にメールで申請する](#)

(2) 同意又は不同意の連絡

申請後 8 営業日以内に、同意又は不同意のご連絡をします。

(3) 飛行通報書の送付

飛行同意の場合は、飛行日 4 8 時間前までに飛行通報書を記入し、メール又は郵送により通報をお願いします。

飛行通報書→[PDF版](#) [Word版](#)

[第1術科学校にメールで申請する](#)

4 お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

住 所：〒737-2195

広島県江田島市江田島町国有無番地

海上自衛隊第1術科学校調整係

電話番号：[0823-42-1211](#)（内線：2008／2009）